



熊本県公報

第 1 1 8 4 1 号
平成 21 年 9 月 15 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (〃) 2
- 精神保健福祉法第22条の4第4項及び第33条第4項の
規定に基づく特定病院の認定…………… (〃) 2
- 熊本県鶏経済能力検定期程を廃止する規程…………… (農林水産政策課) 2
- 熊本県農業研究センター家畜譲渡要領の一部を改正す
る要領…………… (〃) 2
- 森林計画図等更新業務の一般競争入札の参加資格等…………… (森林整備課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (〃) 4
- 道路の供用開始…………… (〃) 4

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 道路の位置指定の公告…………… (〃) 5
- 道路の位置指定の公告…………… (〃) 5
- 熊本都市計画地区計画(合志市・飯高地区)の決定…………… (都市計画課) 5
- 熊本都市計画地区計画(合志市・過怠松地区)の決定…………… (〃) 5
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画・技術管理課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 森林計画図等更新業務の一般競争入札の実施…………… (森林整備課) 6

登 載 依 頼

- 平成21年度第5回熊本県公共事業再評価監視委員会の
開催…………… (熊本県公共事業再評価監視委員会) 9

告 示

熊本県告示第872号
 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次のとおり指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。
 平成21年9月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
整形外科	田 淵 健 太 郎	平成 2 1 年 8 月 2 6 日	健康保険 八代総合病院 八代市松江城町 2 - 2 6
眼科	中 村 行 宏	平成 2 1 年 8 月 2 6 日	健康保険 人吉総合病院 人吉市老神町 3 5 番地
外科	水 元 孝 郎	平成 2 1 年 8 月 2 6 日	健康保険 人吉総合病院 人吉市老神町 3 5 番地
外科	山 口 賢 治	平成 2 1 年 8 月 2 6 日	独立行政法人国立病院機構 熊本再春荘病院 合志市須屋 2 6 5 9 番地
呼吸器科	山 下 明 寿	平成 2 1 年 8 月 2 6 日	独立行政法人国立病院機構 熊本再春荘病院 合志市須屋 2 6 5 9 番地
循環器科	小 出 俊 一	平成 2 1 年 8 月 2 6 日	健康保険 八代総合病院 八代市松江城町 2 - 2 6

整形外科	岩本 克也	平成 1 8 年 7 月 2 5 日	独立行政法人国立病院機構 熊本再春荘病院 合志市須屋 2 6 5 9 番地
耳鼻咽喉科	松吉 秀武	平成 1 8 年 9 月 1 3 日	松橋耳鼻咽喉科・内科クリニック 宇城市松橋町きらら 2 - 2 - 1 5

熊本県告示第 8 7 3 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
健康保険 八代総合病院	八代市松江城町 2 番 2 6 号	整形外科	平成 2 1 年 8 月 1 9 日
健康保険 人吉総合病院	人吉市老神町 3 5 番地	整形外科	平成 2 1 年 8 月 1 9 日
仁誠会クリニック光の森	菊池郡菊陽町光の森 3 丁目 1 - 1	腎 臓	平成 2 1 年 8 月 1 9 日
ジャスコ八代店薬局	八代市沖町六番割 3 9 8 7 - 3	調 剤	平成 2 1 年 8 月 1 9 日
おかざき薬局	球磨郡あさぎり町深田東 4 4 5 - 2	調 剤	平成 2 1 年 8 月 1 9 日
すまいる薬局	宇城市小川町川尻 2 7 4 番地 6	調 剤	平成 2 1 年 8 月 1 9 日
高階誠心堂薬局	人吉市上青井町 1 8 0 番地 3	調 剤	平成 2 1 年 8 月 1 9 日
祇園薬局	天草市船之尾町 9 - 1 4	調 剤	平成 2 1 年 8 月 1 9 日

熊本県告示第 8 7 4 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 2 2 条の 4 第 4 項及び第 3 3 条第 4 項の規定により、特定病院として次のとおり認定した。

平成 2 1 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

経営種別	病院名	管理者名	所在地	認定期間
医療法人	明生病院	小田 浩一	熊本市大窪 2 丁目 6 番 2 0 号	平成 2 1 年 9 月 1 日から 平成 2 4 年 7 月 3 1 日まで

熊本県告示第 8 7 5 号

熊本県鶏経済能力検定期程を廃止する規程を次のように定める。

平成 2 1 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県鶏経済能力検定期程を廃止する規程

熊本県鶏経済能力検定期程（昭和 4 0 年熊本県告示第 3 0 3 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 9 月 1 5 日から施行する。

熊本県告示第 8 7 6 号

熊本県農業研究センター家畜譲渡要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 1 年 9 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業研究センター家畜譲渡要領の一部を改正する要領
 熊本県農業研究センター家畜譲渡要領（昭和42年熊本県告示第155号）の一部を次のように改正する。

題名中「家畜」の次に「減額」を加える。

第1中「必要な手続等」を「手続等に関し必要な事項」に改める。

第2の見出し中「譲渡」を「減額譲渡」に改め、第2第1項中「の譲渡」を「の減額譲渡」に、「家畜譲渡申請書（別記様式第1号）」を「家畜減額譲渡申請書（別記第1号様式）」に、「所管」を「住所地を管轄する」に改め、第2第2項中「前項の書類」を「家畜減額譲渡申請書」に改める。

第3の見出し中「譲渡」を「減額譲渡」に改め、第3第1項中「第2の規定による申請書を受け出したときは、審査のうえ、」を「家畜減額譲渡申請書を受け、これを審査のうえ、家畜の減額譲渡が」に、「家畜譲渡承認申請書（別記様式第2号）に代金納入通知書を添え、そのむね通知する」を「これを承認し、当該家畜の減額譲渡の申請者に対して家畜減額譲渡承認書（別記第2号様式）及び代金納入通知書を交付する」に改め、第3第2項中「の承認に際し」を「の規定による承認をする場合において」に改める。

第4第1項中「及び妊娠」を「妊娠」に改め、第4第2項中「別に」を「別に」に改め、第4第3項中「譲渡価格」を「減額譲渡の価格」に、「前項」を「第1項」に、「改良及び増殖を図るため、」を「当該適正評価額の」に、「を限度として」を「に相当する見出し範囲内において知事が定めた金額を」に改める。

第5の見出しを「（減額譲渡の取消し等）」に改め、第5第1項中「家畜の譲渡」を「家畜の減額譲渡」に、「代金」を「代金」に、「その譲渡」を「当該家畜の減額譲渡」に改め、第5第2項中「譲渡」を「減額譲渡」に改める。

第6中「譲渡を受けた家畜」を「家畜の減額譲渡を受けた者」に、「本県内」を「当該家畜を熊本県内」に改め、「繁殖」の次に「の用」を加える。

別記様式第1号中「（別記様式第1号）」を「別記第1号様式」に、「家畜譲渡申請書」を「家畜減額譲渡申請書」に、「殿」を「様」に、「譲渡を」を「減額譲渡を」に、「熊本県農業研究センター家畜譲渡要領」を「熊本県農業研究センター家畜減額譲渡要領」に、「頭（羽、個）数」を「及び頭（羽、個）数」に、「譲渡申請」を「減額譲渡の申請」に、「飼養者住所、氏名」を「飼養者の住所及び氏名」に改める。

別記様式第2号中「（別記様式第2号）」を「別記第2号様式」に、「家畜譲渡承認書」を「家畜減額譲渡承認書」に、「殿」を「様」に、「熊本県農業研究センター所長」を「熊本県知事」に、「付」を「付けで」に、「家畜の譲渡」を「家畜の減額譲渡」に、「承認になった」を「承認しました」に改め、「別紙により」を削り、「譲渡する」を「減額譲渡する」に改める。

附 則
 この要領は、平成21年9月15日から施行する。

熊本県告示第877号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成21年9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 調達する特定役務の名称
平成21年度森林計画図等更新業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱第5条第2項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める「入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成21年9月15日（火）から平成21年9月29日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 23 年 1 月 4 日から平成 23 年 1 月 31 日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第 878 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 21 年 9 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 9 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇土線	宇城市松橋町南豊崎字碓江 507番1地先から 同市松橋町南豊崎字曲島 572番1地先まで	前	9.0 ～ 10.8	42.3	道路法 第24 条工事 (交差 点改良)
			後	9.0 ～ 20.0		

2 区域を変更する期日 平成 21 年 9 月 15 日

熊本県告示第 879 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 21 年 9 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 9 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地甲字年ノ神 449番5地先から 同所 465番3地先まで	373.0	緊道整 B (改 築によ る拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 21 年 9 月 15 日

熊本県告示第 880 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 21 年 9 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 9 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町白石野字鶴山 878番4地先から 同所	85.0	単道改 (法面 保護工)

		9 0 1 番 1 地 先 まで	及 び 改 築 に よ る 拡 幅)
--	--	------------------	---------------------

2 供 用 を 開 始 す る 期 日 平 成 2 1 年 9 月 1 5 日

公 告

熊 本 県 公 告 第 4 8 5 号

都 市 計 画 法 (昭 和 4 3 年 法 律 第 1 0 0 号) 第 2 9 条 第 1 項 の 許 可 に 係 る 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た の で 、 同 法 第 3 6 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 公 告 す る 。
平 成 2 1 年 9 月 1 5 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 及 び 面 積
上 益 城 郡 嘉 島 町 大 字 上 島 字 森 崎 2 9 0 5 番 地 の 一 部 及 び 同 2 9 2 7 番 地 の 一 部
1, 9 0 2. 0 6 平 方 メ ー ト ル
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 (名 称)
上 益 城 郡 嘉 島 町 大 字 上 島 2 9 2 7 番 地
上 益 城 木 材 事 業 協 同 組 合

熊 本 県 公 告 第 4 8 6 号

建 築 基 準 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 2 0 1 号) 第 4 2 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に よ る 道 路 の 位 置 の 指 定 を 次 の と お り 行 っ た 。
平 成 2 1 年 9 月 1 5 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 築 造 者 の 住 所 玉 名 市 岱 明 町 野 口 6 5 5 番 地 2
- 2 築 造 者 の 氏 名 金 森 修
- 3 道 路 の 位 置 玉 名 市 岱 明 町 野 口 字 塚 原 6 4 9 番 2 、 同 6 4 9 番 4 、 同 6 5 5 番 5 、 同 6 5 5 番 6 及 び 同 6 5 6 番 7
- 4 道 路 の 幅 員 4. 3 2 メ ー ト ル
- 5 道 路 の 延 長 3 0. 1 7 メ ー ト ル
- 6 指 定 年 月 日 平 成 2 1 年 9 月 1 日
- 7 指 定 番 号 熊 本 県 指 令 玉 名 景 建 第 1 4 号

熊 本 県 公 告 第 4 8 7 号

建 築 基 準 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 2 0 1 号) 第 4 2 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に よ る 道 路 の 位 置 の 指 定 を 次 の と お り 行 っ た 。
平 成 2 1 年 9 月 1 5 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 築 造 者 の 住 所 菊 池 郡 大 津 町 大 字 室 1 8 3 4 番 地 1
- 2 築 造 者 の 氏 名 石 原 愼 治
- 3 道 路 の 位 置 菊 池 郡 大 津 町 大 字 室 字 東 迫 尻 7 2 4 番 4 、 同 7 3 0 番 5 、 同 7 3 0 番 8 、 同 7 3 0 番 9 及 び 里 道
- 4 道 路 の 幅 員 6. 0 0 メ ー ト ル か ら 6. 2 0 メ ー ト ル ま で
- 5 道 路 の 延 長 5 2. 8 5 メ ー ト ル
- 6 指 定 年 月 日 平 成 2 1 年 9 月 1 日
- 7 指 定 番 号 熊 本 県 指 令 菊 池 景 建 第 6 8 号

熊 本 県 公 告 第 4 8 8 号

都 市 計 画 法 (昭 和 4 3 年 法 律 第 1 0 0 号) 第 2 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 都 市 計 画 の 図 書 の 写 し の 送 付 を 受 け た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 次 の よ う に 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。
平 成 2 1 年 9 月 1 5 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 都 市 計 画 の 種 類
熊 本 都 市 計 画 地 区 計 画 (飯 高 地 区 計 画)
- 2 都 市 計 画 の 図 書 の 写 し の 縦 覧 場 所
熊 本 県 土 木 部 都 市 計 画 課

熊 本 県 公 告 第 4 8 9 号

都 市 計 画 法 (昭 和 4 3 年 法 律 第 1 0 0 号) 第 2 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 都 市 計 画 の 図 書 の 写 し の 送 付 を 受 け た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 次 の よ う に 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

平成21年9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（過怠松地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第490号

天草市に事務所を置く羊角湾土地改良区理事長池田裕之から平成21年8月13日付けで申請のあった定款変更については、平成21年9月7日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成21年9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第491号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字安永字下露込1055番
210.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字馬水706番地
牧村 和哉

熊本県公告第492号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成21年9月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
平成21年度森林計画図等更新業務
 - (2) 委託業務の内容
業務委託仕様書による。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成22年3月25日まで
 - (4) 作業区域
山鹿市、菊池市、阿蘇市、上天草市、和水町、南関町、産山村、芦北町、津奈木町及び水上村
 - (5) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
 - (6) 最低制限価格等の設定
ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。
 - (7) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務（その他の情報処理）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 入札参加資格審査申請の受付期間

- 公告の日から平成21年9月29日(火)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
- ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 入札参加資格審査申請書の提出先及び問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課 管理審査班(県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法
 要綱に定める「入札参加資格審査申請書」に必要な書類を添付し、イの場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) (社)日本森林技術協会認定の森林GIS2級以上若しくは同等以上の有資格者を有すること、又は公告の日の3年前の日以降において、公共的団体へ森林GISの導入実績を有すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
 本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果、要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
 ア 電子入札システムによる入札参加の場合
 申請書等を電子入札システムにより提出すること。
 なお、確認資料の容量が1メガバイトを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
 イ 書面による入札(以下「紙入札方式による入札」という。)参加の場合
 申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。
 なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間
 公告の日から平成21年10月8日(木)午後5時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。
- (3) 確認結果の通知
 確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
 熊本県農林水産部森林整備課森林計画班(県庁行政棟本館10階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2434
 ファックス番号 096-383-7704
- (2) 委託業務仕様書等
 ア 閲覧(交付)の期間
 公告の日から平成21年10月27日(火)まで閲覧に供する。交付については、当該期間(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 イ 閲覧(交付)の場所
 電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
 ア 電子入札システムによる入札
 3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成21年10月27日(火)午後5時までに入札すること。
 イ 紙入札方式による入札
 (ア) 日時 平成21年10月28日(水)午前10時
 (イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館地下1階入札室

- (4) 開札の日時及び場所
4の(3)のイに同じ。
- (5) 再度の入札
開札後、落札者が不在の場合は再入札を行う。
再入札を行う場合は、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成21年10月28日(水)午後2時までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
 - (1) 入札方法
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。
 - イ 紙入札方式による入札の場合
別に定める「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年10月27日(火)までに4の(1)に記載する場所に必着するように郵送(書留郵便に限る。)すること。
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
 - (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
 - (3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者が不在の場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札で入札書を郵送した者のうち再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定により、低入札価格について一定の基準価格を設けているため、その基準価格を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
 - (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
 - (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (8) その他
- ア 業務委託仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- イ 5の（4）のただし書きに規定する基準価格を下回った入札が行われた場合は、次によるものとする。
- （ア）開札時においては、落札者の決定を保留し、「保留通知書」により入札者へ通知する。
- （イ）基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否
- 要
- (2) 契約の締結期限
- 落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
- 落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 免除する。
- (2) 契約保証金
- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- 8 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- また、入札説明会は開催しない。
- (3) 本競争入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 Summary
- (1) Subject matter of the contract:
Update the forest planning map for 10 cities and towns
- (2) Period of commission:
From the day of contract through March 25, 2010
- (3) Date and place to submit bidding proposal:
Date:10:00 a.m., October 28, 2009
Place: Bidding Office (Prefectural Government Main Building)
- (4) Postal deadline to submit bidding proposal:
Bidding proposal must arrive no later than October 27, 2009
- (5) Language and currency to be used for bidding:
Language: Japanese
Currency: Japanese yen only
- (6) Contact information:
Forestry Division (Shinrinseibi-ka)
Department of Agriculture, Forestry and Fisheries (Norinsuisan-bu)
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-shi
Kumamoto-ken, Japan, 862-8570
Phone: 096-333-2434
Fax: 096-383-7704

登載依頼**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第4号**

平成21年度第5回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年9月7日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成21年9月28日(月)
13時30分から17時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成21年度熊本県公共事業再評価対象事業について(詳細審議)
(2) 平成21年度熊本県公共事業再評価対象事業について(付帯意見の審議)
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理室)
電話096-333-2490